



献血にご協力ください 献血量が減っています！

埼玉県内では、毎日約700人の献血が必要です。

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、多くの職場や学校などで集団献血が中止され、献血量が減っています。

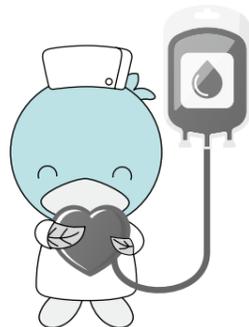
血液は人工的に造ることも、長い間保存することもできません。

尊い命を救うため、皆さまのご協力をお願いします。

※感染防止対策を講じたうえで、下記のとおり実施します。

【開催日時】 3月24日(水) 午前9時30分～11時45分、午後1時～4時

【場 所】 美里町役場 防災倉庫西側駐車場



	200ml全血献血	400ml全血献血	骨髄ドナー登録
年 齢	16～69歳 男性：年間6回以内 女性：年間4回以内	男性：17～69歳 (年間3回以内) 女性：18～69歳 (年間2回以内)	・18歳～54歳 ・骨髄、末梢血幹細胞の提供の内容を十分理解しているかた
体 重	男性：45kg以上 女性：40kg以上	50kg以上	男性：45kg以上 女性：40kg以上

※400ml全血献血をした場合、次回献血できるのは、男性は12週間後、女性は16週間後からです。

※200ml全血献血をした場合、次回献血できるのは、男性・女性とも4週間後からです。

※65歳以上のかたの献血については、60～64歳の間に献血経験があるかたに限ります。

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855

【相談無料】生活の困りごとをご相談ください！

アスポーツ相談支援センター埼玉北部

電話相談 ☎048-577-6883 開所時間 午前8時30分～午後5時
毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

FAX/メール相談 FAX 048-577-6883 ✉jiritsu-kita@mirror.ocn.ne.jp

「生活のこと」「仕事のこと」「お金のこと」など、どこに相談したらいいかわからないことはありませんか。

そんな時は、一人で悩まず、まずは相談してください。専門の相談員と一緒に課題を整理し、あなたと一緒に困りごとの解決に取り組みます。

3月は出張相談もあります。【相談無料】

■相談日時：3月23日(火) 午後1時30分～3時30分

■場 所：保健センター ※事前に電話申し込みをお願いします。

秘密厳守



受動喫煙をなくしましょう！

～新しいたばこのルール 埼玉県受動喫煙防止条例が施行されます～

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないくても、ほかの人が吸っているたばこの煙「副流煙」やその人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。

たばこの煙には約5,300種類の化学物質と発がん性のある物質が約70種類含まれています。

受動喫煙によって引き起こされる病気

- ・脳卒中、虚血性心疾患
- ・肺がん、乳幼児突然死症候群(SIDS)

※厚生労働省検討会報告書(喫煙の健康影響に関する検討会編：喫煙と健康、2016)より

日本では、年間約1万5千人が死亡していると推計されています。



副流煙は、本人が吸う「主流煙」よりも多くの有害物質を含み、身体に悪影響をもたらします。

副流煙に含まれる有害物質

3大有害物質	身体への作用
ニコチン	血をドロドロにする、血圧を上昇させる
タール	発がん性物質、がん発症リスクを高める
一酸化炭素	血液中の酸素不足、心臓の負担増大

すべての人が受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮する必要があります。

新しいルール！ 埼玉県受動喫煙防止条例とは？

望まない受動喫煙を生じさせることがない社会を実現することを目的とし、4月1日から施行されます。



その1. 責務

他人に受動喫煙を生じさせないことが県民の責務となります。

その2. 喫煙可能室の設置の禁止など

既存特定飲食提供施設(経営規模の小さな飲食店)が喫煙可能室を設置するには、健康増進法の要件に加え、従業員(同居親族を除く)がいない場合、または全ての従業員から承諾を得た場合に限られます。

埼玉県受動喫煙防止条例について、詳しく知りたいかたは、埼玉県ホームページをご覧ください。



〈問い合わせ〉

埼玉県健康長寿課 ☎048-830-358

◎一人ひとりがルールを守り、受動喫煙を未然に防止していきましょう。

問合せ＝保健センター 健康増進係 ☎76-2855